CRPD/C/EU/QPR/2-3

**EU（欧州連合）　第2・3回審査　事前質問事項\***

障害者権利委員会

2022年4月

（JD仮訳）

**List of issues prior to submission of the second and third periodic reports of**

**the European Union\***

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

＊委員会の第26会期（2022年3月7-25日）で採択。

**A. 目的および一般的義務（第1～4条）**

1. 委員会が前回の総括所見**[[1]](#footnote-1)**で提示した勧告を実施するためにとられた措置、特に以下の措置について、委員会に報告してください。

 (a) 条約の選択議定書を批准すること。

 (b）条約との完全な整合性を確保するために、欧州連合（EU）の法律を横断的かつ包括的に見直すこと。

 (c) 2021－30年の障害者権利戦略の実施に必要な予算の配分と時間枠の設定を確保し、その実施過程の中間目標を明確にすること。

 (d) 欧州委員会の影響評価ガイドラインを見直し、修正すること。

 (e) 権限の宣言（訳注　条約第44条の規定）とその法令リストを更新すること。

2. 以下のために実施されている対策について説明してください。

 (a) 障害のある人の権利がEUの一般の法律の中で確実に位置づけられるようにすること。

(b) この条約を、将来の社会分類法の開発の基盤となる国際規範に含めること。

 (c) 障害者関連の指令が確実に国内法に置き換えられるようにすること。

 (d) 被害者の権利や雇用などの分野を含めて、障害のある人に関連するEUの法律の加盟国による効果的な実施と執行を確保すること。

3. 違反処分の手続（infringement procedures）のような強制手段がどのように適用されているか、障害に関するEU法実施と置き換えの監視にヨーロピアン・セメスターのプロセス（European Semester process）がどのように利用されているか、そして、障害のある人とその代表団体がこのプロセスにどのように組み入れられているかに関して報告してください。

4. 障害のある人に関する欧州基金による予算配分が、障害のある人の権利を守り、かつ効果的に推進することを確保するための措置について委員会に報告してください。また予算編成プロセスに、代表団体を通じて障害のある人がどの程度関与しているか説明してください。

5. 障害者を巡る課題に関するすべての意思決定プロセス、特にEU理事会の決定において、代表団体を通じて障害のある人と緊密に協議し、障害のある人が積極的に関与できるようにするための現在の仕組みについて報告してください。特に、これらの仕組みの資金、包摂性、アクセシビリティに関する情報を提供してください。

**B. 具体的な権利（第5～30条）**

**平等と非差別（第5条）**

6. 以下の措置に関する情報を提供してください。

 (a) 平等な待遇に関する水平指令案（proposed horizontal directive）を採択すること。採択プロセスの現状、主な障壁、採択の見通しと想定される採択時期を含む。

 (b) 生活のあらゆる分野におけるEUの差別禁止法に、障害に基づく差別の禁止を含めること。また、障害に関連する問題について平等機関（equality bodies）（訳注　加盟各国の国家人権委員会やオンブズマンなどの人権機関のこと）の権限を拡大しようとする計画があれば、その情報も提供してください。

 (c) 障害のある人が多重的かつ交差的な形態の差別に直面していることを認識し、差別を受けた場合の救済制度へのアクセスを用意すること。また、障害のある高齢者、障害のある移民・難民・亡命希望者、ロマの障害のある人、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックスの障害のある人など民族的グループや少数派グループに属する障害のある人の状況、および差別からの確実な保護のための措置について報告してください。

**障害のある女性（第6条）**

7. 以下のためにとられた措置について、委員会に報告してください。

 (a) 国際協力のすべての分野に障害のある女性および少女を含めること。

 (b) 2021-2030年障害者権利戦略および2020-2025年ジェンダー平等戦略の実施と評価、特に労働と雇用、政治参加とリーダーシップの分野に、障害のある女性および少女を含めること。

 (c) 「欧州ジェンダー平等機関」の 活動にジェンダーと障害の視点を含めること。

**障害のある児童（第7条）**

8. 以下に関する情報を提供してください。

 (a）障害のある子どもが現在生活している家庭や入所施設を含むすべての環境に関して、すべての加盟国の障害のある子どもの状況および権利に関するデータ収集を促進する措置。

 (b）障害のある子どもの問題に関するすべての意思決定プロセスにおいて、代表組織を通じて障害のある子どもの積極的な関与を確保するためにとられている措置。意思決定への参加に関して子どもに提供される情報の種類、および、子どもの権利に関する欧州フォーラムなどへの障害のある子どもの参加を促すための方法について説明してください。

 (c) 2021-2024年の子どもの権利に関するEU戦略および脆弱な子どものための新欧州児童保障の実施と評価、ならびにEU基本権庁の活動に障害のある子どもとその視点を取り入れること。

**意識の向上（第8条）**

9. 以下のためにとられた措置について情報をください。

 (a) 障害者権利条約の認知度を高めるキャンペーンを含む総合的戦略を策定し、EU内およびその国際協力プログラムにおいて、条約に準拠した用語を使用し、最も注目されにくい立場に置かれているグループを含む障害のある人に対する偏見と闘うこと。また、障害者団体が、障害のある人の権利に関するキャンペーンを含む意識向上戦略の立案と実施にどのように参加しているのかを示してください。

 (b) 障害のある人に関連する問題の主流化について、EUおよび加盟国の職員や専門職を訓練すること。

 (c) 加盟国の生活のあらゆる分野、特に教育制度のあらゆるレベルにおいて、障害のある人の尊重を促進すること。

**アクセシビリティ（第9条）**

10. 以下について委員会に報告してください。

 (a) 欧州アクセシビリティ法が十分にはカバーしていない分野、例えば、史跡や歴史的建物などの建築環境、トイレ、公共交通機関の施設や車両、家庭用器具のアクセシビリティに関する障害のある人の権利を拡大する現行および計画中の法律およびその他の措置、ならびに、ユニバーサルデザインをアクセシビリティと並べて規定するようにする措置について、（もしあれば）委員会に報告してください。

 (b) 欧州アクセシビリティ法の下での標準化プロセスにおいて、特にそのプロセスの包摂性、アクセシビリティ、透明性に関して、障害のある人の代表団体を通じて障害のある人との緊密な協議と積極的な関与を確保するための措置。

 (c) 公共調達プロセスでの、特に技術仕様の作成において、また選定基準として、障害のある人のアクセシビリティが考慮されているかどうか、またどのように考慮されているのか。

 (d) ウェブサイトなどのデジタル技術やサービス、人工知能の開発・利用において障害のある人の権利を十分に実現するための措置（デジタル技術やサービスを安価に利用できるようにする措置を含む）。

**生命に対する権利（第10条）**

11. 施設、特にEUが資金提供している施設、での障害のある人の死亡を防止し、調査するためにとられた措置について情報を提供してください。また、施設での死亡を防止することを目的とした加盟国における地域的な監視システムまたは緊急措置、および利用可能な救済措置に関する情報を提供してください。

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

12. ウクライナでの戦闘行為による被害が及んでいる障害のある人の安全を守るために取られた措置について、委員会に知らせてください。障害のある難民および難民同様の状況にある障害のある人に緊急の人道支援を提供する措置について報告してください。また、障害児のためのシェルター、ハビリテーション、リハビリテーション、パーソナルアシスタンスおよび教育の提供を含め、それぞれの枠組みが障害のある人の要求を確実に満たすようにするための措置について報告してください。さらに、戦闘行為の被害者である障害のある人の保護のためのプログラムの意思決定プロセスに、代表組織を通じて障害のある人を参加させるための仕組みについて、委員会に知らせてください。加えて、以下を確保するためにパンデミックの間にとられた措置について、知らせてください。

 (a) 緊急電話番号112の完全なアクセシビリティが達成されるまでの、障害のある人の緊急通信へのアクセス。また、112番の完全なアクセシビリティの2027年実現という期日目標が現実的に達成可能かどうか、報告してください。

(b) 人道的活動、災害リスク軽減、気候変動対策、移民・難民への政策と事業における障害のある人のインクルージョンとアクセシビリティ。世界障害サミット2022でEUが行った、人道的行動の対象者に関するデータを機能障害別に収集し、経済協力開発機構(OECD)の障害マーカーで障害インクルーシブな人道的行動を報告するという約束の履行に関する情報を含む。 （訳注　OECDの障害マーカーとは、主に国際協力の活動・事業がどの程度障害者のインクルージョンとエンパワメントに役立つかを正確に追跡・評価するためのツールとされ、障害を主目的とするものに2点、障害を重視しているものに1点、等と配点する。https://one.oecd.org/document/DCD/DAC/STAT(2020)48/en/pdf）

 (c）欧州市民保護・人道援助活動総局が管轄するプロジェクトに、代表団体を通じて障害のある人が積極的に関与し、そのプロジェクトにおける障害のある人の権利を保護すること。そして、それぞれの報告指標の使用に関する情報と、インクルーシブな実施に向けた職員とパートナーの訓練に関する情報を含めてください。

 (d）COVID-19パンデミック時の障害のある人の権利侵害の徹底的な調査、および将来の危機におけるそのような権利侵害を防ぐための取組み。

 (e）障害のある人が他の人と同等にCOVID-19検査、医療、ワクチン接種を受けられるようにすること、および治療優先順位のプロトコルと救命治療へのアクセスにおける障害者差別を防止するための措置。

 (f) 在宅ケアの対象の障害のある高齢者の死亡に関する調査。障害のある人に対する暴力、放置、虐待。ヘルスケア、治療、支援サービスの継続における格差。

**法の下での平等な承認（第12条）**

13. 委員会の前回の勧告のパラグラフ37を参照し、以下のための措置に関する情報を提供してください。

 (a) すべての障害のある人が法的能力を奪われることなくEUの法律の下で権利を行使でき、意思決定における個人の選択、意向、好みを尊重した支援を提供されること。

 (b) 委員会の一般的意見第1号(2014)に沿って、代替的意思決定を撤廃し、支援つき意思決定に置き換えることを視野に入れて、すべてのEU加盟国の法改正を奨励し、支援すること。

 (c) 成人の国際保護に関する条約がEUによって批准された場合に、その批准と実施を確実に障害者権利条約に基づくEUの義務と整合するものとすること。

 (d) 法的能力の制限が障害のある人の生活、特に知的・精神的障害のある人に与える影響に関する調査を進め、信頼できるデータを収集すること。

**司法へのアクセス（第13条）**

14. 以下について委員会に報告してください。

 (a) EU加盟国における障害のある人の司法アクセスに関する指令の実施の現状（実施での問題点を含む）。

 (b) 証言の信憑性に関して、知的障害のある女性および少女、精神障害のある女性および少女、自閉症の人を含む障害のある人に対する偏見をなくすための措置。また、あらゆる分野における法的手続きが、法的能力を奪われた障害のある人の参加をどのように規定しているか報告してください。

 (c)国境を越えた紛争における司法アクセスの改善に関して、そのような紛争に関する障害のある人への法的支援の最低限の共通ルールを確立することによって、2003年1月27日の理事会指令2002/8/ECが効果的に実施できるようにするための措置。

 (d）EU司法スコアボード（Justice Scoreboard）のそれぞれの利用に関してなど、障害のある人による司法へのアクセスに関するデータの収集。

**身体の自由と安全（第14条）**

15. 以下の点について委員会に報告してください。

 (a) EUが欧州評議会（CE）の人権と生物医学に関する条約の追加議定書案を障害者権利条約と両立すると考えているか。また、2021年6月に委員会と障害者の権利に関する特別報告者が欧州評議会の事務局長に提出した公開文書の中に示された委員会の立場に、EＵが自らの見解を合わせる意向があるかについて。

 (b)刑務所および移民保護センターを含むその他の収容施設に対するEUの資金提供およびその他のすべての措置を、障害のある人の権利を尊重し保護するものとするための措置。これらの施設で障害のある人に支援措置および合理的配慮を提供するための具体的措置。

**拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由**

**(第15条)**

16. 委員会の前回の総括所見のパラグラフ43を参照し、（EUの）調査に関する倫理指針を見直し、アクセシブルで分かりやすい様式での同意書を作成できるようにするために取られた措置について、委員会に知らせてください。また以下の具体的な措置について報告してください。

 (a) EUの第三国向けおよびEU加盟国全体に関する政策との関連で、障害のある人への拷問および虐待を防止し、調査すること。

 (b) EU加盟国全体の施設にいる障害のある人が、拷問やその他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いや刑罰を防止する仕組みを確実に利用できるようにするための措置、また、それが生じた場合に法的救済を利用できるようにする措置。

**搾取、暴力および虐待からの自由（第16条）**

17. 委員会の前回の総括所見のパラグラフ45を参照して、暴力、虐待および搾取と闘うためのすべての法律、政策および戦略において、障害を主流として扱うためにとられた措置に関する情報を提供してください。特に、以下の点について委員会に報告してください。

 (a）被害者の権利、人身取引、子どもの性的虐待、女性への暴力、および品位を傷つける行為の防止に関するEUの措置に、障害のある女性や子どもを含む障害のある人が含まれること。

 (b）欧州ジェンダー平等機関による障害のある人への暴力に関する統計データの収集。

 (c) 「女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止及び撲滅に関する欧州評議会条約」（イスタンブール条約）への加盟に向けた措置。また、暴力撲滅指令の提案の現状とその提案の中に障害のある人がどのように含まれているかについて。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

18. 委員会の前回の総括所見のパラグラフ47を参照して、意思決定の仕組みを有するEU加盟国において、医療行為に対する自由意思による、事前に十分な情報を与えられた上での同意の権利を確保し、障害のある人に提供するためにとられた措置に関する情報を示してください。特に、EUが資金を提供する調査で代替的意思決定が用いられないことを保証するための措置について、委員会に情報を提供してください。

19. EU加盟国において、障害のある女性の強制避妊および強制不妊手術をやめさせるために実施されている政策と法的枠組みについて報告してください。その中には、EU加盟国における障害のある人に対する不妊手術の実施に関連する既存の研究プログラムに関する情報を含めてください。

**移動の自由と国籍（第18条）**

20. 以下についての情報を提供してください。

 (a) 障害の評価、社会保障給付の受給資格や移動（訳注　他の国に転居しても給付を継続して受けられること）などの行政要件が、EU加盟国の領土全体で自由に移動し居住する権利を行使する、障害のある人の可能性に与える影響。

 (b) ロマの人々の平等、インクルージョン、参加に関する2020年以降の取組みに、障害のある人を含めること。

**自立生活と地域社会への包摂（第19条）**

21. 委員会の前回の総括所見のパラグラフ51と、EU加盟国全体で障害のある人の施設入所に資金を提供するときの欧州資金の役割に関する現在の情報を参照し、以下のためにとられた措置について委員会に報告してください。

 (a) 生活様式の選択の自由に関する障害のある人の平等な権利、および、自立して地域社会で生活する障害のある人の権利に対する理解を促進すること。また、差別の一つの形態としての障害を理由とする施設収容をやめさせるためにとられた措置について。

 (b）障害のある子どもや女性を含む障害のある人の施設収容を温存するためのEUの投資と行動を直ちに中止すること。また、EU加盟国における小規模居住施設を含む居住施設やあらゆる形態の集合環境から障害のある人を解放することを目的としたプログラムを断固として支援する措置。

(c) 2018年6月29日の欧州委員会の法的見解および長期滞在型住宅施設への投資を認める他のすべての内部指針を改訂し、それらを条約第4条および19条に基づくEUおよびその加盟国の義務に合致させ、委員会の一般的意見No. 5（2017）に沿って、「復興・回復ファシリティー（リハビリテーション施設）」に関するものを含むEUの資金投資が、いかなる種類の収容施設にも用いられないようにするための措置を含むよう留意し、代わりに、自立した生活と地域社会への参加に必要なパーソナルアシスタンスを含む様々な居宅および地域支援サービスの開発に焦点を当てること。

 (d) 障害のある人を代表する組織および市民社会を通じて、EUの投資基金に関するそれぞれの規則の立案に障害のある人を関与させ、これらの規則の実施の監視に障害のある人の実効を伴う参加を保証すること。

 (e） EU資金の施設への投資に対抗するための実効を伴う行政・司法手続きを提供し、EU資金の悪用による影響を受ける障害のある人の司法へのアクセスを強化すること。

**個人の移動（第20条）**

22. 障害のある人が自分の都合で自由に利用できるようにするための、乗客の権利に関する既存の規則およびすべての公共交通機関の技術仕様に関する規則を改正する計画に関する情報を提供してください。特に以下の計画について、委員会に知らせてください。

 (a) 地下鉄、路面電車、バス、トロリーバスなどすべての都市交通機関のアクセシビリティを保障し、すべての公共交通機関において、あらゆる種類の機能障害について、パーソナルアシスタントの料金負担に関する規則を含め、必要があれば、アシスタントと旅行する権利を保障するための法律を導入する。

 (b)ＥＵの鉄道システムのアクセシビリティに関連する相互運用のための技術仕様規則1300/2014を、障害のある人および移動能力の低下した人に自分の都合での乗車を保証する視点で改正する。

 (c) 適用される安全要件を満たすためという理由で、公共交通機関および関連サービスにアクセスできないことを容認している、既存の規則を改訂する。

 (d) 乗客が障害を理由に乗車を拒否された場合、および移動用具が破損または紛失した場合の金銭的補償に対処する。

**表現と意見の自由、情報へのアクセス（第21条）**

23. 委員会の前回の総括所見のパラグラフ21を参照し、以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

 (a) 手話言語、点字、拡大・代替コミュニケーション、その他利用者が選択するアクセシブルな手段、様式、形式を含む、様々な種類の機能障害に対応するアクセシブルな言語、形式、技術の利用を促進すること。

 (b) 動画共有、ソーシャルメディア、ニュースウェブサイトへの平等なアクセスを確保すること。

 (c) 支援機器を公平かつ安価に利用できるようにすること。

**プライバシーの尊重（第22条）**

24. 以下のことを確保するためにとられた措置について、委員会に報告してください。

 (a) インターネット・サービス提供者が、利用者データの広範な提供を条件として、障害のある人による支援技術機能の利用を認める。（訳注　ヨーロッパ障害フォーラム《EDF》のパラレルレポート《2022年2月》では、補聴器や人工内耳のアプリは、ユーザーがデータ収集に同意していない場合、使える機能が制限されることがあると指摘している《第22条関係》。このような条件付けを「やめさせる」措置をEUに質問したい趣旨と考えられるが、表現はそうなっていない。編集ミスであろう。）

 (b) 利用者のプライバシーの権利に影響するデータ収集その他の手段に対して同意したりそれを拒んだりするために用意されたオンライン手続きが、すべての障害のある人にとって完全にアクセシブルであること。

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

25. 以下についての情報を提供してください。

 (a) 欧州ケア戦略を通じて、障害のある人とその家族の長期的支援の必要性に対処するためにとられた措置。

 (b)脆弱な子どもに対する欧州児童保障が、障害のある人の家族の貧困と社会的排除のリスクを改善するためにどのように貢献すると期待されているか。

 (c）EU加盟国全体において、障害のある子どもの家庭生活に関する平等な権利を確保するための法律および政策を前進させるための措置。

**教育（24条）**

26. 以下についての情報を提供してください。

 (a) ヨーロッパ学校とEUの教育の枠組みが、障害のある人にインクルーシブで質の高い教育を提供するための措置、および分離された特殊教育を終わらせるための措置。

 (b) すべての年齢の障害のある生徒を教育のメインストリームに含めるために用意されている資金が、COVID-19 大流行からの経済回復のための対策に流用されることがあり得るのか。

 (c) 障害のある人がエラスムス＋プログラムに参加する機会。および、他の者と平等な立場でのそのようなプログラムへの参加を確保するためにとられた措置。

(d) ヨーロッパ学校に入れない障害のある子どもの親が子どもの教育費を負担することを求められないようにする欧州オンブズマンの要請への対応状況。（訳注　EU組織の職員の子どものためのヨーロッパ学校は現在6つの国に13校あり、約3万人の生徒がいる。教育費は無償であり、障害のためなどでヨーロッパ学校に入れずその他の学校に入る場合の費用をEUが負担するよう要請されている。）

**健康（第25条）**

27. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

 (a) 避妊、性教育、婦人科サービスおよび人工妊娠中絶に関するアクセシブルな情報の提供を含め、障害のある女性および少女の性と生殖の権利を促進すること。

 (b) 障害のある人が他の人と平等に欧州保健連合のがん撲滅計画などに確実に参加すること。

 (c) 障害のある人の国境を越えた医療における患者の権利の適用に関する欧州議会およびEU理事会指令2011/24/EUを、特にアクセシブルな情報、合理的配慮、専門職の訓練に関して実施すること。

 (d) 14条に関する委員会のガイドライン[[2]](#footnote-2)に明記されているように、精神保健に関する政策枠組みの作成への障害のある人の関与、および精神保健プログラムが条約を遵守することを保証する措置。

**労働と雇用（第27条）**

28. 以下のためにとられた措置について委員会に報告してください。

 (a) 一般労働市場へのアクセスを促し、教育および職業訓練をアクセシブルにするための取組みを含め、雇用において障害のある女性に影響を及ぼしている不平等を是正すること。

 (b）レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックスの障害のある人に、自営業を含む雇用機会からの利益が確実に及ぶようにすること。

(c) 給与の透明性に関する指令案を（修正し）、機能障害と性別で分類されたデータを収集するようにすること。また、給与の透明性に関する情報にすべての障害のある人がアクセスできるようにすること。

 (d) EUでの妥当な最低賃金に関する指令の提案において、保護作業所(シェルタード・ワークショップ)にいる人を含め、障害のある人の権利を保護すること。

 (e) 雇用における採用、選考、昇進、解雇の決定において、人工知能の利用による差別から障害のある人を保護すること。

 (f) 欧州オンブズマンの EUの疾病保険制度に関する勧告と、保険制度の基準の改訂、支援機器、合理的配慮、職員研修に関する要請に従うこと。

**相当な生活水準と社会的保障（第28条）**

29. 委員会の前回の総括所見のパラグラフ67を参照して、委員会に、EU加盟国全体で障害のある人が貧困から抜け出すことを支援するためにとられた措置、この取組みにおいてEUの資金が持つ役割、および機能障害の種類を問わず障害のある人を対象とする最低限の社会的保護（social protection floor）を設定するためにとられた努力について知らせてください。また、以下に関する情報も提供してください。

 (a) 障害のある人のための社会住宅を含め、住宅のアクセシビリティを促進するためのEUレベルでの措置と戦略。

 (b)障害のある高齢者が利用できる支援、および障害のある高齢者が他の高齢者と同じレベルの支援の給付を受けられるようにする措置。

**政治的及び公的活動への参加（第29条）**

30. 以下のためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a) すべての障害のある人が欧州議会の選挙で投票権を行使し、また候補者として立候補できるようにすること。

(b) 「欧州未来会議」のサイトをアクセシブルとし、市民委員会のメンバー構成を多様化すること。

**文化的生活、レクリエーション、余暇およびスポーツへの参加（第30条）**

31. 以下のことを確保するためにとられた措置について情報を提供してください。

 (a) EU加盟国が、盲人、視覚障害のある人、その他の印刷物の利用に障害のある人の出版物の利用を容易にするためのマラケシュ条約を効果的に実施すること。

 (b) 改正視聴覚メディアサービス指令に基づく障害者向けサービスが、必要な品質で、適切な範囲まで、また合理的な期間内に提供されること。

 (c) 文化的な公演やサービスの場所、文化的に重要な場所、スポーツ、レジャー、レクリエーションのための施設を、障害のある人にアクセシブルにすること。

 (d) EUの文化及びスポーツプログラムに障害のある人がアクセスできること。

**C. 特定の義務（第31〜33条）**

**統計及びデータ収集（第31条）**

32. 以下の点について委員会に報告してください。

 (a) ヨーロッパ統計局によるワシントン・グループの質問セットの使用、特に機能障害の種類によるデータの細分化に関して。

 (b) 人権に基づく指標システムの開発[[3]](#footnote-3)。

 (c) ヨーロッパにおける障害のある人の生活状況に関するデータの入手しやすさ、信頼度、比較可能性について。

 (d) 障害のある人に関するEUの収集データを社会スコアボードで利用すること。

**国際協力（第32条）**

33. 以下についての情報を提供してください。

 (a) 障害者権利戦略2021-2030で規定された、全世界の障害のある人の権利を促進するという目標を実現し、それを監視するための具体的な政策と計画。

 (b) 障害インクルーシブな国際協力に関する障害連絡窓口（disability focal point）を指定する計画（もしあれば）、その連絡窓口の権限と設置のための資金。ここには、世界障害サミット2022でEUが行った約束、すなわち、障害インクルーシブな新しい国際協力活動の割合を着実に増やし、また、経済協力開発機構の開発援助委員会の障害マーカーを体系的に活用することによって、EUの資金を重点的に監視するために障害インクルーシブな投資を追跡する、という約束が含まれる。

 (c) 国際協力において条約が求めていることに関して、EU、加盟国、パートナー国の職員の研修と能力強化のために実施されているプログラム。

 (d）EUの国際協力の枠組みおよびプログラムにおいて、障害のある人の代表団体を通じて障害のある人と協議し、その参加を確保するための仕組み。

**国内実施と監視（第33条）**

34. 以下のためにとられた措置に関する情報を提供してください。

 (a) すべての政策分野にわたる障害連絡窓口を設置し、EU組織内での条約の実施に関する情報を確実に広めること。

 (b) 軽視されがちなグループに関するEUの戦略の実施と監視に、障害のある人とその代表組織が含まれるようにすること。

 (c) EUの独立した監視の枠組みを強化し、この枠組みによる勧告と決定が効果的に実施されるようにすること。過去5年間の独立した監視枠組みの資金調達について、および、監視活動への障害のある人とその代表組織のアクセスを可能とし、その参加を保証するために利用できる人的、技術的、財政的資源について報告してください。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）

1. [CRPD/C/EU/CO/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/EU/CO/1), paras. 7–17. [↑](#footnote-ref-1)
2. See [A/72/55](http://undocs.org/en/A/72/55). [↑](#footnote-ref-2)
3. [CRPD/C/EU/CO/1](http://undocs.org/en/CRPD/C/EU/CO/1), para. 73. [↑](#footnote-ref-3)